



第二区画整理だより・NO. 2

皆さんと一緒にまちづくり

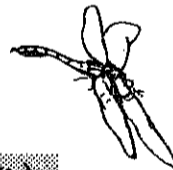
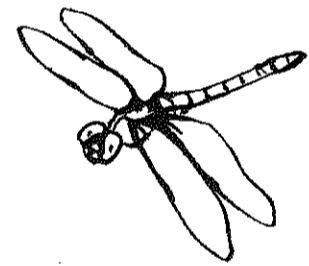
倉敷駅周辺開発事務所 H14. 9. 2 作成

お願いとお知らせ

1. 関係権利者の皆様には、今年5月7日の事業計画の決定後、『区画整理だよりNO. 1』を配布させて頂き、権利の申告（借地権、借地権以外の権利）、共有持分の代表者選任届などのお願いを致しましたが、まだ届出されてない方は、早めに届出をお願いいたします。
* 届出されてないと、（審議会委員への立候補、投票などの権利が認められない事となります。）
2. 建築行為の制限（新築、改築等）については、皆様の私権を制限するようなこととなりご迷惑をお掛けしますが、事業の円滑な推進を図るための制限であり、ご理解・ご協力をお願いいたします。
3. 基準地積の更正については、個々の土地面積は事業計画の決定時（今年5月7日）における土地登記簿面積を基準地積としていますが、実際の面積と異なる方は（平成15年5月6日）までに届出して下さい。なお、市において地区全体を測量した結果、測量増があり宅地への配分率は現在のところ、日吉地区0.5%、石見地区2.5%位となりますので参考にしてください。
4. 用地先行買収については、減歩緩和を図るため、皆様にご協力を頂き、現在約10,000㎡買収させて頂きました。今後ともご協力をお願いいたします。
5. 家屋調査については、買収にご協力頂く方だけでなく、将来、区域内移転にともなう補償費について不安をお持ちの方についても、希望があればお受けしますので、事務所担当者へお申し出てください。

これからの作業予定など

1. 用地買収・・・買収希望の方を対象に順次
2. 家屋調査・・・買収希望の方、調査希望の方を対象に順次
3. 区画整理だよりの発刊・・・12月発刊予定。



問い合わせコーナー

（戸別訪問等での質問も含む）

問. 個々の換地場所とか減歩率は既に作成しているのではないかと。また、現在の位置より遠くへ換地されるのではないかと。

答. 現在作成してない理由は①市が買収した減歩緩和用地は、公共用地に充当するため、換地をする必要がない。②現時点ではその必要用地が確保出来てない。その為現時点で換地計算をしても緩和用地を確保することに皆さんの換地場所が移動するなど確定できない為作成していません。また、換地場所については照応の原則（注1）を踏まえて換地するので、現在とかけ離れた場所に換地されることはありません。

問. 自分の所有地に子供が建物を建築しているが、借地権の申告は必要か。

答. 借地権の申告については土地の賃貸借の契約書、借地料の領収書等の証明を申告書に添付して頂く必要があります。無償の場合は使用貸借として扱われ借地権として取り扱われません。

注1 > 照応の原則・・・換地と従前の土地との位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等ができる限り公平に均衡が保たれるようにする基本原則。

連絡先

倉敷市阿知一丁目16-5 倉敷市建設局都市開発部倉敷駅周辺開発事務所
 電話 086-434-8671
 FAX 086-434-0950



市花 ふじ